

# Deloitte.

マレーシア 2022 年度国家予算案

ハイライト- Part II

Finance Bill 2021

Tax Espresso (Special Edition)

2021 年 11 月 12 日



**2022 年度国家予算案：Part II は Finance Bill 2021 で提案された改正を取り上げる。**  
これらは予算案スピーチで取り上げられず、「マレーシア 2022 年度国家予算案 ハイライト：Part I」に掲載しなかったものである。

1 億 RM を超える課税所得に対して 33% の *Cukai Makmur* を課すこと、マレーシア居住者がマレーシアで受け取る国外源泉所得に対する免税措置を廃止すること及びその他の変更により、納税者は、月次納付の過少見積によるペナルティを避けるために、賦課年度 2022 年の納税額を再見積する必要がある。

国外源泉所得の非課税措置の廃止に関する特別解説	3
法人税	5
優遇税制	8
個人所得税	9
不動産譲渡益税(RPGT)	11
印紙税	14
ラブアン事業活動税	16
石油所得税	18
その他	19
お問合せ・連絡先	22

## 国外源泉所得の非課税措置の廃止に関する特別解説

### マレーシアで受け取った国外源泉所得 (FSI) への課税

現在、マレーシアは領土ベースの税制を採用しており、マレーシアで発生した、あるいはマレーシアに由来する所得のみがマレーシアの所得税の対象となる。マレーシア国外から発生し、マレーシアで受領した所得は非課税となる。ただし、銀行業、保険業、海上・航空輸送業を営む居住者企業は例外で、全世界の所得に対して課税される。

### 改正案

FSIに対する免税措置は、非マレーシア居住者のみに限定することが提案された。

移行措置として、2022年1月1日から2022年6月30日までにマレーシアで受け取ったFSIには、グロスベースで3%の税金がかかることが提案された。2022年7月1日以降にマレーシアで受け取ったFSIは、現行の所得税率に基づいて課税される。

### 発効：2022年1月1日

### コメント

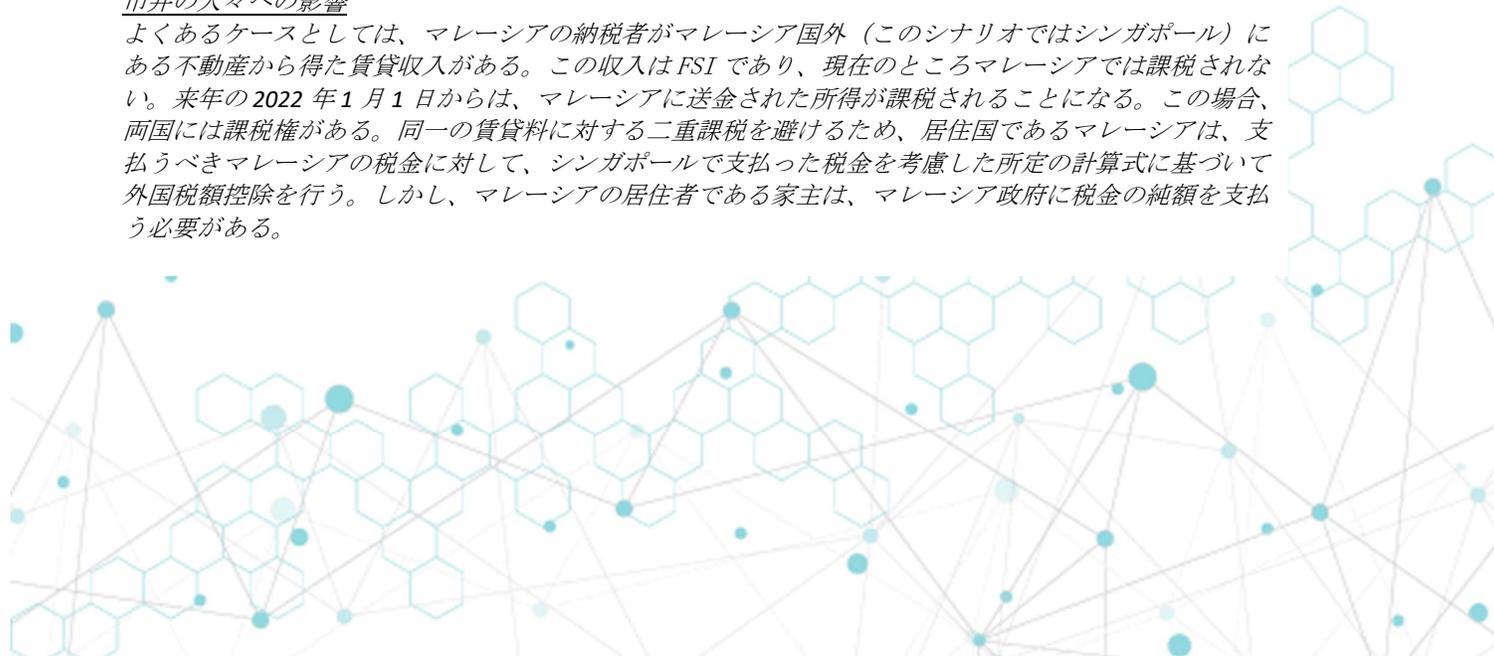
最近、マレーシアが欧州連合 (EU) のグレーリストに掲載され、マレーシアの領土源泉課税制度が有害であると考えられていることを考えると、2022 年度国家予算案でのこの提案は全くの驚きではない。しかし、EU が懸念しているのは、そのような税制が二重非課税の状況を生み出している場合のみであるため、配当金などの所得は控除の対象にはならず、問題にはならない。とはいえ、Finance Bill 2021 では、マレーシアで受け取った海外配当を含むあらゆる種類の FSI が対象となっているようである。

### 企業への影響

マレーシアの居住者である企業が海外の子会社から受け取る配当金は、2022 年 1 月 1 日以降、マレーシアで課税されることになる。課された外国の配当金源泉税は、マレーシアの納税額から控除される。一部の租税条約では、配当金が支払われた所得に関して子会社が支払った海外の税金を控除の一部とすることが認められている。もう一つの一般的な状況は、マレーシア国外の借り手に貸し付けたお金の利子（グループ内の貸し付けを含む）が、送金時に課税されることである。また、マレーシア国外での事業の利益（特に支店の利益）を送金すると、支払った海外の税金を考慮した上でマレーシアの税金が課される。全体として、マレーシアの税金が外国の税金よりも高い場合、追加の上乗せ税が発生する。

### 市井の人々への影響

よくあるケースとしては、マレーシアの納税者がマレーシア国外（このシナリオではシンガポール）にある不動産から得た賃貸収入がある。この収入は FSI であり、現在のところマレーシアでは課税されない。来年の 2022 年 1 月 1 日からは、マレーシアに送金された所得が課税されることになる。この場合、両国には課税権がある。同一の賃貸料に対する二重課税を避けるため、居住国であるマレーシアは、支払うべきマレーシアの税金に対して、シンガポールで支払った税金を考慮した所定の計算式に基づいて外国税額控除を行う。しかし、マレーシアの居住者である家主は、マレーシア政府に税金の純額を支払う必要がある。



また、ジョホールバルに住んでいるマレーシア人が、仕事のために毎日シンガポールに通勤しているようなケースもよくある。彼らは、シンガポールの雇用主から給与を受け取っている。タイブレイクルールでは、彼らの永住権がジョホールバルにあることから、マレーシアの納税者となる。2022年1月1日以前であれば、マレーシアの税金を支払うことなく、給与をマレーシアに送金することができる。新ルールでは、彼らの送金はマレーシアの税金の対象となる。シンガポールで支払った税金は、相殺することができる。しかし、純追加税を上乗せしてマレーシアの税務当局に支払う必要がある。

#### "received" の意味

*received* とはどういう意味か？マレーシアでは受け取っていない FSI は課税されない。ガイダンスの発行が予定されているが、一般的には、FSI がマレーシアで受領されたとみなされるのは、その所得がマレーシアに送金された場合、またはマレーシアに持ち込まれた場合である。関連する資金がマレーシアの銀行口座に送金されたり、小切手、郵便為替、または現金の形でマレーシアに持ち込まれた場合は、この基準を満たすことになる。

#### 計画

早急に行うべきことは、FSI（これまであまり注目されていなかったかもしれない）の特定、受け取りのタイミング、税額控除の有無を考慮した上での増額分の納税額の確認である。これは、12月31日を決算日とする企業にとっては、賦課年度2022年の納税額の見積もりを提出する期限が迫っているため、特に重要である。今後、企業は、現地での商取引に必要な FSI の本国送金のタイミングを計画する際に、潜在的な税金の影響を考慮する必要がある。

#### 留意点

海外からの配当金、海外支店の利益、海外からのサービス収入など、特定の所得が引き続き免除されることを期待している。多くの国では、外国からの配当金には課税しないという免除ルールがある。国際的な慣行との整合性を重視するのであれば、利息やロイヤルティなど、租税裁定を生み出す受動的所得に焦点を当てるべきである。徴税の強化については、すべての種類の FSI を広く取り入れることで、短期的には効果があるかもしれないが、マレーシアの競争力に与える長期的な影響を考慮する必要がある。





# 法人税

## PENJANA による特別再投資控除の延長

現在、PENJANA による特別再投資控除（Reinvestment Allowance、RA）が提供されており、15年間のRA資格期間が賦課年度2019年または2020年に終了した企業、または賦課年度2021年に終了する企業は、賦課年度2022年までRAを継続して請求することができる。

### 改正案

賦課年度2020年から2022年の間に特別RA期間が終了するマレーシアの既存企業に対して、特別RAを賦課年度2024年までさらに2年間延長することが提案された。

また、賦課年度2022年または2023年にRAの資格を失効する企業は、賦課年度2024年までRAを請求する権利を有することが提案された。

企業のRA資格が終了する賦課年度	資本支出が特別RAの対象となる賦課年度
2019年以前	2020年、2021年、2022年、2023年、2024年
2020年	2021年、2022年、2023年、2024年
2021年	2022年、2023年、2024年
2022年	2023年、2024年
2023年	2024年

発効:賦課年度2022年

## PENJANA による未使用の特別RAの繰越期限

### 改正案

PENJANAの特別RA（2020年から2024年まで）のうち、2024年までに利用されなかったものは、最大で7年連続した賦課年度に繰り越すことができることが提案された。

したがって、賦課年度2024年にPENJANAの特別RAの期間が終了した企業は、賦課年度2025年から2031年まで未使用のRAを繰り越すことができる。

賦課年度2031年より後の未使用のRAは無効となる。

発効:賦課年度2022年

## 有限責任組合が支払うべき税金の見積もりを提出しなかった場合

現在、会社、信託団体、協同組合は、見積書が提出されておらず、内国歳入庁長官（DGIR）から分割払いの指示を受けていない場合、賦課年度の納税額の10%のペナルティが課される。

### 改正案

賦課年度の納税額に対する10%のペナルティは、見積書が提出されず、DGIRによる指示がない場合、有限責任組合にも課されることが提案された。

発効:賦課年度2022年

### タカフル事業：株主基金の調整利益

現在、株主基金が家族タカフル事業に関連して受け取る代理人費用（Wakala Fee）は、株主基金の課税所得とはならない。これに伴い、家族タカフル基金に関連する代理人費用のために発生した費用は、税務上の控除が認められていない。

#### 改正案

株主基金が家族タカフル事業に関連して受け取った代理人費用は、株主基金の課税所得とすることが提案された。家族タカフル事業の管理費、支払手数料、割引は、課税対象となる代理人費用に関連して発生した範囲内で、税務上の控除が認められる。

#### 発効:賦課年度2022年

#### コメント

これは、家族タカフル事業の株主基金の課税方法が大きく変わりを意味している。これは、従来の生命保険における株主基金の税務処理とは異なるものである。ビジネスの観点から見ると、ワカラモデルの株主基金は家族基金のビジネスを管理するための事業を事実上行っていることから、課税されるべきものであることが認められている。

家族タカフル企業は、この変更を考慮に入れて、税金の見積もりや税金の引当金を見直す必要がある。また、代理人費用が管理費と完全に相殺されると考えるべきではない。管理費の損金算入は、通常の税務上の損金算入の原則である、事業総収入の中で発生したものであることが前提となる。

### タカフル事業：株主基金の資本控除

現在、1967年所得税法スケジュール3のキャピタルアローワンス（CA）は、株主基金の法定所得を算出する際に控除することができない。これは、従来の保険会社が資産（例えば有形固定資産）を生命保険会社や一般保険会社が所有・利用しているのとは異なり、株主基金がタカフル事業の資産の所有者であり運営者であることを問題視したものである。

#### 改正案

タカフル企業の株主基金は、事業の法定所得を算出する際にCAを適用することができると提案された。

#### CAの範囲:

- 新規資産（2022年1月1日以降）の場合  
CAは株主基金のもとでのみ認められる。
- 既存資産の場合  
現行および繰越されたCAは、家族または一般タカフル基金の下でのみ控除が認められる。前年の賦課年度で請求されていない既存資産のCAは、家族または一般タカフル基金の下でのみ請求することができる。

#### 発効:賦課年度2022年

#### コメント

これは、タカフル業界にとって歓迎すべき変更であり、事業に使用される資産の資本支出に対する税の軽減が図られることになる。この変更により、1967年所得税法セクション60AAが導入されて以来、タカフル企業から資本控除を奪っていた税法上の不都合がようやく解消されることになる。



## 有価証券、スーク、債券の利息の免除

スケジュール6の paragraph 33Aにおいて、マレーシアに居住していない企業に支払われた利息（マレーシアの事業所に発生した利息を除く）は、政府が発行した証券、またはマレーシア・リングgitで発行されたスークや債券（転換社債型新株予約権付社債を除く）に関するもので、証券委員会（SC）によって承認・認可されたもの、またはSCに提出されたものであれば、所得税が免除される。

スケジュール6の paragraph 33Bは、マレーシアを起源とするスーク（転換社債型新株予約権付社債を除く）に関して、いかなる者に支払われた利息であれ免除する。ただし、スークがマレーシア・リングgit以外の通貨で発行され、かつ、SCによって承認・認可されているまたはラブアン金融サービス局（LFSA）によって承認されている場合に限る。

1967年所得税法セクション2(4)により、上記の免除は、同一グループ内の企業に支払われた利息については適用されない。

### 改正案

上記の両段落は、利息を受け取る企業と特別目的事業体（SPV）を設立した者が同一グループにいる場合、SCに認可された、またはLFSAによって承認された資産担保証券の発行により、SPVが会社に支払った利息を免除対象から除外するように修正されるものである。

本改正において、SPVとは、「2016年会社法に基づき設立された会社、または1990年ラブアン会社法に基づき設立された会社であって、LBATA第3 A条に基づき選任され、かつ、専らSCに提出され又はLFSAにより承認された証券化取引における資産担保証券のためのスークまたは債券の発行を目的として設立された会社」と定義されている。

**発効:2022年1月1日以降のSCの認可またはLFSAからの承認**

### コメント

今回の改正案は、過年度に改正されたものと同様に、同一グループ内の企業を paragraph 33A および 33B の免除対象から除外するものである。資産担保証券におけるSPVの性質が発行者と同一グループに属していないという性質を考慮して、この改正は以前の潜在的な抜け穴を閉じることを意図している。

## 企業が居住者である個人の代理人、ディーラー、販売店に支払う際の源泉徴収税

### 改正案

#### (a) 源泉徴収税の必要性

企業が居住者である個人に対して、その個人が企業の公認代理店、ディーラー、またはディストリビューターとして行った販売、取引、または計画に起因する金銭形式の支払いを行う義務がある場合、企業はそのような支払いまたは入金の際に、総額の2%の税率で源泉徴収しなければならない。

金銭的な支払いに対する2%の源泉徴収税は、直前の賦課年度にその個人が企業から受け取った支払い（金銭的なものであれ、その他のものであれ）の合計額がRM100,000を超える場合に適用される。

企業は、当該個人への支払い後30日以内に、源泉税を控除してDGIRに送金しなければならない。企業が源泉税を控除してDGIRに送金しなかった場合、未払税金に対して10%のペナルティが課される。

一方、DGIRに控除・送金された2%の源泉徴収税は、賦課年度にその個人が支払うべき税金と相殺することができる。

#### (b) 源泉徴収税の不遵守

10%のペナルティに加えて、本来支払うべき源泉税の支払いとDGIRが課す遅延支払ペナルティを履行しない限り、企業はその個人に支払った金額に対する税額控除を請求することができない。上記にかかわらず、企業は政府に対する債務として、源泉徴収税とペナルティを支払う義務がある。税額控除を請求したにもかかわらず、源泉税とペナルティを確定申告書の提出期限後に支払った場合、DGIRは不正確な申告書の提出または不正確な情報の提供を理由に、1967年所得税法セクション11条(2)に基づいてさらなるペナルティを課すことができる。

**発効: (a) 2022年1月1日  
(b) 賦課年度 2022年**

### コメント

内国歳入庁(IRB)は、コンプライアンス強化に関する更なる明確化を行い、源泉税支払いのための新しい所定のフォームを発行すると思われる。しかしながら、例えば、IRBの承認を前提とした正式な申請が必要かどうか、あるいは、個人のITRFを更新して、納付すべき税額の計算に直接入力できるようにするかどうかなど、納付すべき税額と相殺される源泉徴収税を個人がどの程度容易に利用できるかは不明である。



## 優遇税制

### 「研究開発企業」および「研究開発受託企業」の定義

現在、1986年投資促進法セクション2の「研究開発企業」および「研究開発受託企業」の定義には、研究開発系企業として国際貿易産業大臣の承認が必要であると記載されていない。

#### 改正案

上記の定義は改正され、今後は国際貿易産業大臣による研究開発系企業としての承認を受ける必要がある。

上記の改正前の定義に該当する既存の「研究開発企業」または「研究開発受託企業」は、2022年1月1日から2022年6月30日までの6カ月間の猶予期間中、引き続き「研究開発企業」または「研究開発受託企業」となる。

猶予期間後に新定義に基づく「研究開発企業」または「研究開発受託企業」になろうとする場合は、会社の意向を記載した通知書を大臣の検討用に作成しなければならない。

猶予期間が満了し、会社が大臣への届出を行わなかった場合、その会社は直ちに定義に該当しなくなるものとする。

発効：2022年1月1日

### 研究開発系企業としての承認申請

#### 改正案

「研究開発企業」または「研究開発受託企業」が、国際貿易産業大臣によって研究開発系企業として承認されることを要件とする案に沿って、1986年投資促進法に以下の内容の新規定を挿入する。

- 企業は、研究開発系企業となるために、国際貿易産業大臣に書面で申請しなければならないが、その際、大臣が申請に対して課した前提条件を満たす必要がある。
- 研究開発のステータスは、連続5年間与えられる。この期間は、国際貿易産業大臣の承認を得て、さらに5年間延長することができる。
- 国際貿易産業大臣は、財務大臣とともに、承認の条件を課し、変更することができる。
- 企業が承認条件を遵守しない場合、国際貿易産業大臣は書面による通知により、30日以内にその不履行を是正するか、不履行の原因が会社のコントロールできる範囲外であることを証明するよう企業に要求する。通知に従わない場合は、承認が取り消される可能性がある。
- 企業は、国際貿易産業大臣の承認を得て、研究開発のステータスについて、理由を付して放棄の申請をすることができる。

発効：2022年1月1日





# 個人所得税

## 医療費に対する所得控除の範囲の拡大

現在、居住者である個人納税者は、健康診断費用について RM1,000 までの所得控除ができる。この所得控除は医療費に対する RM8,000 までの税額控除に含まれる。

### 改正案

RM1,000 までの健康診断費用の範囲を拡大し、以下の費用を含めることが提案された。

- (a) 病院又はマレーシア医師会に登録された医療従事者が実施した COVID-19 検査、又は COVID-19 自己検査キットを購入し、その領収書で証明されたもの
- (b) 以下によるメンタルヘルス関連の検査、相談費用
  - (i) 2001 年メンタルヘルス法 (Act 615) に基づきマレーシア医師会に登録された精神科医
  - (ii) 2016 年 the Allied Health Professions 法 (Act 774) に基づき、the Malaysian Allied Health Professions Council に登録された臨床心理士
  - (iii) 1998 年カウンセラー法 (Act 580) に基づき、マレーシアカウンセラー委員会に登録されたカウンセラー

発効：(a) 賦課年度 2021年  
(b) 賦課年度 2022年

## 携帯電話、パソコン及びタブレットの購入に対する所得控除の延長

居住者である個人納税者は、2020 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に納税者、配偶者又は子供のために購入したパソコン、スマートフォン又はタブレット費用に対して最大 RM2,500 の所得控除が認められる。

### 改正案

この所得控除は 2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの購入にまで延長することが提案された。

発効:賦課年度 2021 年及び 2022 年



**電気自動車 (EV) の充電設備の設置、レンタル、購入又はサブスクリプション費用に対する所得控除**

**改正案**

国内電気自動車(EV)産業の発展を支援するために、居住者の個人納税者は以下の費用に対して最大 RM2,500 の所得控除が提案された。

- a) EV の充電設備の設置。
- b) EV の充電設備のレンタル。
- c) EV の充電設備の購入費用 (割賦を含む)
- d) EV の充電設備のサブスクリプション

ビジネス目的の場合は適用されない。

**発効:賦課年度 2022 年及び 2023 年**

**従業員積立拠出基金 (EPF) に対する所得控除の範囲の拡大**

現在、居住者の個人納税者は以下に示すとおり、EPF、タカフル、生命保険のような承認された基金への義務的支払いについて所得控除ができる。

拠出タイプ	所得控除
生命保険料又はタカフルの保険料	RM3,000 まで
民間退職年金制度 (PRS) を除く承認された制度への支払い又は法律に基づく支払い	RM4,000 まで
合計	RM7,000 まで

EPF 拠出が義務づけられていない年金受給者である公務員は、生命保険料又はタカフルの保険料支払いに対して、最大 RM7,000 の所得控除ができる。

**改正案**

EPF 拠出に対する所得控除について、以下に対しても認めることが提案された。

- (i) 1991 年 EPF 法に基づく自営業者の任意拠出金
- (ii) 1980 年年金法第 2 条に基づく年金受給者による任意拠出金

**発効:賦課年度 2022 年**





## 不動産譲渡益税(RPGT)

### 購入者による代金保留義務額の見直し

現在、課税対象資産の売却者がマレーシアで設立された会社、または1966年協会法(Societies Act 1966)\*に基づいて登録された信託や協会の受託者であり、対価の全部または一部が金銭である場合、購入者は売却日から60日以内に売却者から非課税通知が提供されない限り、その金銭の全額または対価の総額の3%を超えない金額のいずれか低い方を保留しなければならない(保留金)。当該金額は売却日から60日以内にIRBに納付しなければならない。

#### \* Note:

“1966年協会法に基づいて登録された協会”は2022年1月1日から“マレーシアの何らかの成文法に基いて登録された社団”に置き換えられる。

#### 改正案

売却者が上記のカテゴリーに属し、取得日から3年以内に売却を行う場合、対価の総額に対する割合を3%から5%に引き上げることが提案された(保留金はその全額または対価の総額の5%を超えない金額のいずれか低い方とする)。

発効: 2022年1月1日

#### コメント:

取得日から3年以内に課税対象資産を売却した場合に適用されるRPGT税率は、最高で課税利益の30%となる。保留金額の2%増(5%-3%)の提案は、現行の規定で売却者が支払うべき税金と比較して、保留金額が低いことが原因と考えられる。

3年前に取得した課税対象資産(例: 不動産)については30%の税率が適用されるが、特にCOVID-19のパンデミックが長期化した中では売却益が非常に小さくなることから、対価の総額に5%が適用される保留金額の増加はそれが還付となる可能性がある。

### 控除できない損失の拡大

現在、1976年Real Property Gains Tax ActのSchedule 2の34A項に規定する不動産会社の株式の売却による損失は、その売却が行われた賦課年度の課税利益合計から控除できない。

#### 改正案

控除できない損失について、1976年Real Property Gains Tax ActのSchedule 2の(3)(1)(b)項に基づき、会社に譲渡した課税資産の対価として取得した株式を売却した場合(売却価格と取得価格が等しいとみなされる取引)にも拡大することが提案された。

発効: 2022年1月1日

#### コメント:

この改正は、1976年Real Property Gains Tax ActのSchedule 2の34A項(被支配会社への資産の移転)および34A項(不動産会社の株式の取得および売却)に基づいて取得した株式の売却から生じる損失に対する取扱いを同一にすることを目的としている。

## 売却価格と取得価格が等しいとみなされる取引の範囲拡大

現行では、以下の者が所有する課金対象資産の譲渡を含む取引において、取引対価が会社の株式、または大部分が株式で残りが現金であるものについて、課金対象資産の売却価格はその取得価格と同額とみなされる（すなわち、RPGTの損益は発生しない）。

- i) 個人
- ii) 個人の妻
- iii) 個人と妻または関係者

が、以下の者に支配される会社（マレーシア居住者か否かを問わない）に売却する取引。

- i) 個人
- ii) 個人の妻、または
- iii) 個人と妻または関係者

### 改正案

上記の取引の範囲を拡大し、以下の者の代理人または信託受託者が所有する資産の譲渡で、取引対価が会社の株式、または大部分が株式で残りが現金であるものも含めることが提案された。

- i) 個人
- ii) 個人の妻、または
- iii) その両方

が、以下の者に支配される会社（マレーシア居住者か否かを問わない）に売却する取引。

- i) 個人
- ii) 個人の妻
- iii) 個人と妻または関係者
- iv) 個人、個人の妻、またはその両方の代理人または信託受託者

**発効: 2022年1月1日**

#### コメント:

今回の改正案では、売却価格が取得価格と等しいとみなされる取引の範囲を拡大し、個人、個人の妻、またはその両方の代理人または信託受託者が、個人、個人の妻、またはその両方の代理人または信託受託者が支配する会社に課税対象資産を売却する取引を含めることとした。

## 社団に対する不動産譲渡益税(RPGT)の税率

現在、売却者がマレーシアで設立された会社、または1966年協会法に基づいて登録された信託や協会の受託者である場合、1976年Real Property Gains Tax ActのSchedule 5のPart IIに基づく以下のRPGT税率が課税対象資産の売却益に課される。

売却時期	税率
3年以内	30%
4年目	20%
5年目	15%
6年目以降	10%

### 改正案

「1966年協会法に基づいて登録された協会」という言葉を「マレーシアの何らかの成文法に基いて登録された社団」に置き換えることが提案された。社団とは、法人格を持たない人の団体（会社ではない）と定義され、ヒンドゥー教共同家族を含むが、パートナーシップは含まない。

**発効: 2022年1月1日**

#### コメント:

改正案はSchedule 5のPart IIを拡大して、クラブ、協会、労働組合などのあらゆる団体を対象とするもので、6年目以降の売却には10%のRPGTが課せられる。

これらはSchedule 5のPart Iに基づくRPGTが適用されていたが、2021年財務法案(Finance Bill 2021)では、2022年1月1日から6年目以降の売却に対するRPGT税率を0%にすることが提案された（現行RPGT税率5%）。

## RPGT およびペナルティ未納付でのマレーシア出国

現在、RPGTの納付をせずに自発的にマレーシアを離れたり、離れようとしたりした者は違反者となり、有罪判決を受けた場合は以下の懲罰を負うことになる。

- 2年以下の禁固刑、または
- RM5,000以下の罰金、またはその両方

### 改正案

違反の範囲が拡大され、マレーシアを離れる前に、1976年RPGT法に基づいて納付べき金額または債務を納付しなかった場合も含むこととする。

また、同様の違反行為に対して1967年所得税法に基づいて課される罰金に合わせるために、最高罰金額をRM5,000からRM20,000に引き上げることが提案された。

発効: 2022年1月1日

### コメント:

この範囲拡大には以下が含まれる。

- a) RPGT納付遅延に対する罰金の未納付
- b) 購入者による保留金の未納付
- c) 購入者による保留金納付遅延に対する罰金の未納付

## 個人による一部株式売却に対する免税決定の算式 Formula to determine exemption for partial disposal of shares by an individual

現在、個人が課税対象資産を売却した場合、RM10,000または課税対象利益の10%のいずれか大きい方の金額が免税となる。課税対象資産が部分的に売却された場合、その売却に関して認められる免税額は、所定の計算式に基づいて算出される。しかし、この計算式では1976年Real Property Gains Tax ActのSchedule 2の第34項（被支配会社への資産移転のために取得した株式）または第34A項（不動産会社の株式）に基づく株式の売却から発生する課税対象利益は考慮されていない。

### 改正案

株式の一部を売却した場合の免税額を確認するために、以下のような新しい計算式が設けられた。

$$\frac{A}{B} \times C$$

- A Schedule 2の第34項または第34A項に基づき売却された課税対象資産とみなされる株式数
- B Schedule 2の第34項または第34A項に基づき課税対象資産とみなされる株式に関連して、課税対象資産とみなされる発行済み株式総数
- C 10,000

または課税対象利益の10%のどちらか大きい額

発効: 2022年1月1日





# 印紙税

## 免税文書の裏書手数料

現在、印紙税徴収官が印紙税課税対象ではない文書に裏書証明する場合、手数料はかからない。

### 改正案

文書の印紙税免税額がRM10を超える場合、当該文書を印紙税徴収官に持参した者は印紙税徴収官に対し、当該文書が印紙税免税である旨を裏書証明する手数料RM10を支払うことが提案された。

**発効: 2022年1月1日**

## 汚損または誤用された印紙の交換

現在、汚損または誤用された印紙の交換は、以下から12か月以内に申請しなければならない。

- (a) 印紙が汚損または使用不能になった時
- (b) 文書が執行された日
- (c) 日付なしの文書で最初のまたは唯一の執行者が当該文書を執行した日

### 改正案

上記12か月間は24か月に延長することが提案された。

**発効: 2022年1月1日**

## 誤評価に基づく印紙税の還付

現在、高等裁判所が印紙税徴収官の賦課または追加賦課に誤りがあると結論づけた場合、誤った賦課に基づき、またはその結果として支払われた過剰な印紙税と罰金は、高等裁判所によって還付するよう命じられる。

### 改正案

賦課が「最終的かつ決定的」になった場合を除き、印紙税徴収官は誤った評価に基づいて支払われた超過印紙税や罰金を還付する義務はない旨が提案された。以下の場合、賦課は「最終的かつ決定的」となる。

- (a) 印紙税徴収官の書面による決定通知の日から 21 日以内に、賦課に対する有効な不服申し立ての通知が高等裁判所に提出されていない場合。
- (b) 賦課が不服申し立てにより決定され、さらなる不服申し立ての権利がない場合、または
- (c) 賦課に対する有効な不服申し立て通知がなされたが、高等裁判所による審理が開始または完了する前に不服申し立てた者が死亡し、死亡した者の遺産の個人的代理人が、死亡後 2 年以内に高等裁判所に審理の続行または完了を申請しなかった場合。

**発効: 2022年1月1日**

### コメント

修正案では、印紙税の還付は、すべての不服申し立て手段が尽くされた後に、不服申し立てが納税者に有利な結論に達した場合にのみ行われることを明確にしようとしている。これは、印紙税徴収官が下級裁判所の判決に同意できない場合、控訴裁判所や連邦裁判所に控訴する可能性を考慮したものである。

### 電子媒体による審査・返金の申請

現在、印紙税徴収官は、電子媒体により、登録されている人が文書を印紙税徴収官に提示することなく、以下のことを許可している。

- (a) 文書に対する印紙税とペナルティ（もしあれば）の賦課を得ること。
- (b) 賦課に基づき、電子送金等により印紙税およびペナルティがある場合にはその支払いを行うこと。
- (c) 賦課に関する印紙税証明書を取得すること、または
- (d) 印紙税の裏書を得ること。

### 改正案

電子媒体を拡大して、登録者が以下を行えるようにすることが提案された。

- (a) 印紙税徴収官から賦課価の見直しを受けることができる（不服申し立てを行うことにより）。
- (b) 以下の場合、支払った印紙税の還付を受けることができる。
  - 破損・誤用した印紙税。
  - 印紙税徴収官による貧困を理由とした救済措置。
  - 取り消された、無効化した、または実行されていない契約または合意。
  - 裁判所命令による還付、または
  - 省令による免除、軽減、減免。

発効：2022年1月1日





# ラブアン事業活動税

## ラブアン法人が支払うべき税金に対する取締役の責任の導入

現在、1990年ラブアン事業活動税法（LBATA）は、LBATAの目的のためにラブアン企業によって、またはラブアン企業を代表して行うことが要求されるすべての行為および事項を行うために、連帯してまたは個別に責任を負う役員を規定している。LBATAは、これらの役員にラブアン法人の未払いの税金を支払う個人的な責任を課すものではない。

### 改正案

上記のLBATAに基づくラブアン法人のコンプライアンスに責任を持つ役員に関する既存の規定に関連して、ラブアン法人の居住者である取締役は、当該居住者である取締役の任期中にLBATAに基づいて当該法人が納付すべき税金について連帯してまたはこべつに責任を負うことを規定する新しい規定が導入される。また、居住者である取締役に対しては、民事訴訟によりこれらの納付すべき税金を回収するための措置をとることができる。

また、「取締役(director)」という用語を、以下の者を意味するものと定義することを提案する。

- (a) 会社の事業の管理に関与している者を含む、名称の如何を問わず、取締役の地位を占めている者、および
- (b) 自ら、または1人以上の関連者と共に、会社の普通株式資本の20%以上を所有しているか、直接または他の会社を介して、あるいはその他の間接的な手段によって支配することができる者。

上記の定義の目的のために、「関連者」という用語は、ある人との関係において、以下を意味すると定義される。

- (a) その人との間に次のような関係がある場合、つまり、夫や妻、親やその上の代、子やその下の代、兄弟、姉妹、パートナーなど。
- (b) 本定義の(a)項に記載されている者、またはその親類について、それらの者の生死を問わず、それらの者が贈与した財産の信託を受けた受託者。
- (c) その者が、信託の対象となっている、または死亡した者の遺産の一部となっている会社の株式または債務に権益を有する場合、それに権益を有する他のすべての者。

発効：2022年1月1日

## 1967年所得税法における知的財産権（IPR）所得の課税

現行では、賦課年度の基準期間において大臣が規則で定めた実体要件に適合するラブアン事業活動（ラブアン取引活動またはラブアン非取引活動）を行うラブアン法人がIPRから得た所得は、1967年所得税法に基づいて課税される。

LBATAは賦課年度2020年から改正され、ラブアン事業活動を行うラブアン法人が実体要件を遵守していない場合、LBATAに基づく賦課年度の課税対象利益に対して24%の税率で課税されることが規定された。しかし、そのようなラブアン法人が知的財産権から得た所得がある場合、1967年所得税法に基づく課税を明確にするためのLBATAへの対応する改正は行われなかった。

### 改正案

LBATAの実体要件を満たさないラブアン法人がIPRから得た所得も、1967年の所得税法で課税されることを提案する。

発効：2019年1月1日

### コメント

上記の改正案は、2019年1月1日から遡って適用されず。ラブアンで事業活動を行っているラブアン法人で、実体要件を遵守していない場合、知的財産権から派生する所得はラブアン申告から切り離され、1967年所得税法に基づいて課税されるため、1967年所得税法に基づく所得税申告書の提出要件を再検討する必要があるかもしれない。LBATAに基づいて提出された申告書の修正が必要になるかもしれない。

## 非取引活動を行うラブアン法人の利益申告義務

賦課年度2020年より、ラブアン事業活動（取引および非取引活動）を行うラブアン法人が、賦課年度の基準期間において大臣が規則で定めた実体要件を満たさなかった場合、LBATAの賦課年度の課税対象利益（すなわち、当該ラブアン事業活動に関する監査済み決算に反映された純利益）に対して24%の税率で課税される。このようなラブアン法人は、所定のフォームLE1（CP51A - Pin. 1/2020）によって、賦課年度の利益申告書を正式に署名された監査報告書とともに提出する必要がある。

しかし、現在の法律では、ラブアン非取引活動であるラブアン事業活動を行っているラブアン法人は、IRB長官に法定宣誓書（フォームLE5）を提出するだけでよいことになっている。これを怠った場合は、100万リンギット以下の罰金または2年以下の懲役、またはその両方が科せられる。実体要件を遵守していないラブアン事業活動を行うラブアン法人がフォームLE1を提出する必要性については、法律では規定されていない。

### 改正案

- (a) 法定宣誓書（フォームLE5）の提出に加えて、ラブアン非取引活動であるラブアン事業活動を行っているラブアン法人は、賦課年度の基準期間について大臣が規則で定めた実体要件を満たしているかどうかにかかわらず、賦課年度の開始から3ヶ月以内（または長官が許可する延長期間）に利益申告書（フォームLE1）を提出することが求められる。
- (b) 上記に従わない場合、100万リンギット以下の罰金、2年以下の懲役、またはその両方が科せられる。

**発効：(a) 賦課年度 2022年**

**(b) 2022年1月1日**

## ラブアンの非取引活動を行うラブアン法人による納税

現在、LBATAには、実体要件を満たしていないラブアン非取引活動を行っているラブアン法人が課税対象となる場合に、納税を義務付ける規定はない。

### 改正案

ラブアンで非取引活動を行っているラブアン法人は、法定宣誓書と賦課年度の利益申告書を提出する必要があるという改正案に沿って、当該ラブアン法人は、法定宣誓書と利益申告書の提出時に、賦課年度の税金があれば、その全額を支払う義務があるとしている。

**発効：賦課年度2022年**

## 非取引活動を行うラブアン法人の基準期間の指示

現在、IRB長官は、ラブアン取引活動を行うラブアン法人が賦課年度の基準期間を持たない場合、その基準期間を指示することができる。

### 改正案

賦課年度の基準期間を持たない場合に賦課年度の基準期間を指示するIRB長官の権限は、ラブアン非取引活動を行うラブアン法人にも拡大される。

**発効：賦課年度 2020年**





# 石油所得税

## 賦課に対する不服申し立ての制限

現在、1967年石油（所得税）法第38条1項または第39A条に基づいて行われたとみなされる賦課について、課税対象者が不服を申し立てることは制限されていない。

### 改正案

1967年石油（所得税）法第38条(1)項または第39A条に基づいて行われた賦課については、第71B条に基づいて発行されたパブリック・ルーリングや、賦課が行われた時点で一般的に行われていたIRB長官の慣行に不服がある場合にのみ、課税対象者は不服を申し立てることができると提案された。

発効：2022年1月1日

## 大臣による免除の権限

現在、大臣は法定命令により、すべての課税対象者に対して、1967年石油（所得税）法のすべての規定または一部の規定を、全般的にまたは特定の種類の所得に関して免除することができる。法定命令は国会下院での審議が必要である。

### 改正案

新たに第65C条(1A)を導入し、大臣が特定の場合に、課税対象者に対して、1967年石油（所得税）法のすべての規定または一部の規定を、全般的に、または特定の種類の所得もしくは特定の種類の所得のクラスに関して免除する権限を与えることが提案された。

発効：2022年1月1日





## その他

### 納税者番号 (TIN) の導入について

#### 改正案

1967年所得税法に新たに66A条を導入し、IRB長官が以下に該当するいかなる人物にもTINを割り当てる権限を与えることが提案された。

- (a) 1967年所得税法に基づく課税対象者である者。
- (b) 1967年所得税法に基づいて納税申告書の提出を求められている者、または
- (c) 18歳以上の国民。

2022年1月1日以前に税務照会番号を付与された人は、TINを付与されたとみなされ、その照会番号がその人のTINとなる。

また、IRB長官によって割り当てられたTINは、不動産譲渡益税と印紙税の目的でも使用されることが提案された。

発効：2022年1月1日

### 所得税特別調査官 (SCIT) への申立ての所定書式による提出

現在、以下の申立てに対するIRB長官の決定に不服がある者は、SCITに申立てを転送するようIRB長官に書面で要請することができる。

- (a) 非課税の場合の申立て
- (b) 誤りや過失に関する申立て
- (c) 誤りや過失以外に関する申立て

#### 改正案

このような要請は、所定書式に正しく記入したものをIRB長官に提出することで行うことが提案された。

#### Note

同様の規定を1967年石油（所得税）法にも規定することが提案された。

発効：2022年1月1日

### 財務諸表に基づく税務申告書の提出

現在、2016年会社法に従って作成された財務諸表に基づいて税務申告書を提出することが求められているのは、会社のみである。

#### 改正案

また、有限責任パートナーシップ、信託団体、協同組合についても、成文法令に基づいて作成された財務諸表に基づいて納税申告を行うことが提案された。

発効：賦課年度2022年

### 所定の書式による住所変更の通知

現在、IRB長官への住所変更の通知は、1967年所得税法と1967年石油（所得税）法に基づき、住所変更から3ヶ月以内に書面で通知することになっている。

#### 改正案

IRB長官への住所変更の通知は、所定の書式で行うことが提案された。

発効：2022年1月1日



## IRB 長官による銀行口座情報の請求権

現在、1967年所得税法では、政府は民事訴訟によって、納付すべき税金を政府に対する債務として回収することができる。

### 改正案

1967年所得税法第106A条が導入され、差押え申請の目的で、納税者の銀行口座情報を特定の期間内に提供しよう金融機関に要求する権限がDGIRに与えられた。

金融機関は、その要求があったことを何人にも開示してはならない。

金融機関が指定された期限までに情報を提供しない場合、またはその要求を何者かに開示した場合、金融機関は犯罪を犯したことになる、有罪判決を受けた場合はRM200以上RM20,000以下の罰金、または6ヶ月以下の禁固刑、またはその両方を科せられる。

本案の金融機関とは

- (a) 2013年金融サービス法に基づき、マレーシアで銀行業務を行うことを許可された者。
- (b) 2013年イスラム金融サービス法に基づき、マレーシアでイスラム銀行業務を行うことを認可された者、または
- (c) 2002年開発金融機関法に基づいて規定された開発金融機関。

発効：2022年1月1日

## 投資信託が投資家に分配する際の非課税措置の見直し

1967年所得税法第61条1A項によれば、投資信託の投資家は、ある年に投資信託が分配した所得について投資家持ち割合に応じて課税されると規定されている。しかし、投資信託が分配している所得が非課税所得からのものである場合、61A条で課税を免除されている不動産投資信託や不動産信託の場合を除き、非課税所得からの分配は投資家には課税されない。

### 改正案

上記の免税措置は、リテール・マネー・マーケット・ファンド (RMMF) による分配金のうち、マレーシアに由来し、投資家が個人ではないRMMFに入金/支払される利息収入に関連するものは除外される。

発効：2022年1月1日

### コメント

この改正案は、1967年所得税法 Schedule 6 の Paragraph 35A に規定されている利息収入の免除 (RMMF の銀行預金からの利息収入) を受けるためにRMMF に投資する個人以外を除外することを意図している。この変更は、企業や機関投資家による積極的な節税の仕組みを回避するためのもので、これらの投資家は、投資の仕組みにRMMF を介さなければ、認可銀行に預けた預金からの利息に課税されていたはずである。

2022年1月1日という発効日は、RMMF が利息を獲得した日に適用されるのか、RMMF による分配日に適用されるのが不明である。RMMF は銀行預金からの利息を区別する必要があり、分配が行われる際に、投資家が分配金のうちどれだけが銀行預金に関連し、どれだけが恐らく非課税であるノンバンク預金に関連しているかを認識できるようにする必要があるため、事務的には、これは運営上の課題となる可能性があり得る。



## RMMF が個人以外の投資家に分配する際の源泉税

### 改正案

1967年所得税法第109DA条が新たに導入され、RMMFに関する投資信託の分配に関わる源泉税の仕組みが規定される。この源泉税は、RMMFの分配金のうち、1967年所得税法Schedule 6の Paragraph 35Aで免除された利息（マレーシアの認可銀行およびイスラム銀行からの利息収入）に関する部分にのみ適用される。

投資家が個人ではない場合、分配金のうち、Schedule 6の Paragraph 35Aで免除されている所得に関する部分に24%の源泉税が課される。この源泉税は、投資家への分配が行われた後、1ヶ月以内に内国歳入庁に支払う必要がある。上記の規定を守らなかった場合、未払いの源泉税の額に対して10%の延滞ペナルティが発生する。

個人以外の投資家が税務上の居住者である場合、投資家は投資家の支払うべき税金に対して源泉税の税額控除を請求することができる。個人以外の投資家が非居住者の場合、24%の源泉税が最終的な税金となる。

**発効：2022年1月1日**

### コメント

提案されている源泉税は、RMMFの管理を確実に複雑にしている。RMMFは、マレーシアの認可銀行からの利息とその他の利息を分別しなければならないだけでなく、投資家が個人か個人以外かを判断する必要がある。これは、受益者が投資信託側から見えないノミニー構造で保有されている場合に問題となる可能性がある。

非居住者投資家がマレーシアの認可銀行に直接預金していた場合、Schedule 6の Paragraph 33に基づき、利息収入は非課税となるため、非居住者投資家にとってRMMFは税務的に不利な商品となる。RMMFを通じて投資したことにより、この新しい源泉税の仕組みの結果、分配金は課税対象となる。この改正により、非居住者の投資家はマレーシアの認可銀行に投資を行おうとし、投資先としてRMMFを避けるようになるとと思われる。



# お問合せ・連絡先

## Business Tax Compliance and Advisory



**Sim Kwang Gek**  
 Managing Director  
[kgsim@deloitte.com](mailto:kgsim@deloitte.com)  
 +603 7610 8849



**Chan Mark Keat Jin**  
 Japanese Services Group  
 Executive Director  
[marchan@deloitte.com](mailto:marchan@deloitte.com)  
 +603 7610 8966

## Japanese Services Group

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	<a href="mailto:twatari@deloitte.com">twatari@deloitte.com</a>
Audit	西山 直志 (Naoyuki Nishiyama)		Manager	
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	<a href="mailto:akimoto@deloitte.com">akimoto@deloitte.com</a>
Financial Advisory	大倉 淳二 (Junji Okura) ※シンガポール駐在		Director	<a href="mailto:juokura@deloitte.com">juokura@deloitte.com</a>
Risk Advisory	梶下 翔太 (Shota Sugishita)		Senior Manager	<a href="mailto:shsugishita@deloitte.com">shsugishita@deloitte.com</a>
Consulting	油屋 就介 (Shusuke Aburaya)		Director	<a href="mailto:shaburaya@deloitte.com">shaburaya@deloitte.com</a>



## International Tax Review Asia Tax Awards 2021 受賞

先日発表されたInternational Tax Review(“ITR”)誌のAsia Tax Awards 2021において、デロイトマレーシアは、2つの賞を受賞致しました。

マレーシアタックスファーム・オブ・ザ・イヤーの受賞は、過去5年間の中で4回目です。そしてマレーシア移転価格ファーム・オブ・ザ・イヤーも2年連続で受賞しました。これらの成果は、デロイトの税務と移転価格の分野における長年の経験と実績を示すものです。デロイトの税務部門が一貫して達成してきた高い水準は、すべてのビジネス分野で全員が協力して働くという、事務所全体の強力なサポートによって可能になっています。

ITR Asia Tax Awardsは、アジア太平洋地域で卓越した実績を示した税務専門家およびファームを表彰するものです。受賞者は税務専門家の意見と、ファームのベストワークに基づくクライアントからの評価を組み合わせた徹底的な審査プロセスを経て決定されます。これらの基準には、税務問題の解決で実証されたイノベーションのレベル、プロジェクトの複雑さ、及びクライアントへの全体的なインパクトが含まれます。

私共はこの受賞を大変ありがたく光栄に存じます。皆さまから頂いたアドバイザーやパートナーとしての信頼に感謝いたします。困難な時期ではありますが、今後とも皆さまとのパートナー関係を深められますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

受賞記念の一環として、私共は1.5日間のウェビナーを開催致します。弊社の専門家が、レジリエンスの構築に向け詳細な分析、議論、検討致します。

以下のリンクから必要事項を記入の上ご登録ください。

To register your interest, please click [here](#) and we look forward to meeting you all virtually.

# Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

## **About Deloitte Malaysia**

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.